平成２３年（フ）第９６号
栃木県佐野市植上町1325番地　うえのタウンファミール３号棟、前住所栃木県栃木市藤岡町部屋1151番地
債務者　大竹　欣也
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第９２号
栃木県足利市朝倉町452番地１　メゾンエトワール103
債務者　天野　正美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４０１号
愛知県岡崎市上六名４丁目７番地15　エクセレント住吉201、従前の住所愛知県岡崎市緑丘１丁目22番地３　プラウディア光陽205
債務者　足立　　明
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４４４号
大阪府豊中市島江町１丁目３番12―805号
債務者　阿部　伸一
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第９３８号
埼玉県川越市大字寺尾926番地４
破産者　有限会社小杉電気工事
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１０４２２号
大阪市中央区西心斎橋２丁目12番22号
破産者　朝日リゾート開発株式会社
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０号
神戸市長田区苅藻島町３丁目５番24号
破産者　木村木材有限会社
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７号
川崎市宮前区東有馬１丁目１番５号鈴木ビル１階
破産者　有限会社アトリエヨネコ
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
新潟県燕市秋葉町３丁目１番１号
破産者　皆川亜樹子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成１８年（フ）第１１８号
石川県小松市古河町132番地
破産者　有限会社ダックス
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４９９号
埼玉県深谷市人見1520番地３
破産者　株式会社吹張建設
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２８０４号
名古屋市中区栄４丁目８番３号
破産者　株式会社リング
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２号
名古屋市北区東水切町２丁目22番地
破産者　有限会社田中業務店
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０２号
名古屋市南区赤坪町21番地
破産者　有限会社加納自動車
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５号
兵庫県姫路市土山４丁目657番地
破産者　株式会社エーデルハウス
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５９０号
岡山市北区栢谷1614番地４、住民票上の住所岡山市北区栢谷1509番地19
破産者　荻野　照子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４４号
岡山市中区平井３丁目1012番地１
破産者　有限会社イデア
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１号
広島県三原市皆実２丁目９番15号
破産者　有限会社シンジ・ホリベ
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
山口県下関市秋根新町15番６号
破産者　有限会社オガタ設備
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
徳島県美馬市脇町大字北庄字原845番地１
破産者　ヤシロレザークラフト株式会社
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部